



# 住宅リフォーム等の 資金を助成!

自己居住用住宅のリフォーム  
(改修) 工事等を行った場合に、  
その経費の一部を助成します。

## 対象者

- ①市民で、市税の未納がない方
- ②対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていない方
- ③過去にリフォーム助成金を受けていない方(太陽光発電の設置工事を除く)

## 対象工事

- ①対象者の居住用住宅等の修繕・補修増築などの工事であること
- ②市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること
- ③工事着工前であること(現場確認する場合もあります)
- ④住宅環境の改善に関するリフォーム工事等であること

※新築の工事等は対象となりませんのでご注意ください。

※過去にこの助成を受けていても、  
現行の耐震基準に適合させる工事(昭和56年5月31日以前の建物)は1回限り対象となります。

## 助成金額

20万円以上(消費税を除く)の  
工事に対し、工事費の10%(上限  
15万円・千円未満切り捨て)

※工事は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

**!** 申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更になります。

## 申請書類配布 4月18日(月)～

- ・商工課(地場産センター3階)
- ・歴史文化伝承館1階総合窓口
- ・吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※市田からもダウンロード可

申請受付 6月13日(月)～17日(金)午

前9時～午後5時

受付場所 商工課、吉田・大滝・

荒川総合支所地域振興課

## ご注意ください

- ・先着順ではありません。予算を上回った場合は抽選になります。
  - ・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。
- 問 商工課 ☎25-5208

## 消費生活センターからのお知らせ

### 「消費者契約法」 新社会人に知ってほしい

「法律って難しそう、私には関係ない」と思われるかもしれませんが、私たちの生活は法律と無縁ではありません。社会人になり、かしこい消費者として生きるために「消費者契約法」を紹介します。

消費者と事業者との間には、情報の質・量・交渉力等に格差があります。これを是正して消費者の利益を守るために、契約に関するルールとして作られたのが「消費者契約法」です。「消費者契約法」は消費者と事業者が結んだ契約の全てを対象とし、(ただし労働契約、個人事業者主は除外)、勧誘時における事業者の不適切な行為により、自由な意思決定が妨げられ結んだ契約を取り消すことができるというものです。

## 【例えば…】

- ①契約の目的となるものの質、用途、対価、取引条件等の重要事項に不実告知され結んだ契約
- ②確実でないものを確実と誤認させ結ばせた契約
- ③不利益となる事実を故意に告げないで結ばせた契約
- ④帰りたいと告げて帰してもらえずやむなく結んだ契約
- ⑤帰って欲しいと告げて契約する

るまで居座られ結んだ契約などの5類型が対象になります。

これらの取り消し期間は半年間で、契約内容に消費者利益を不当に害する条項が規定されている場合、条項は無効となります。

## 【例えば…】

- ・事業者の損害賠償の責任を免除したり制限したりする条項
- ・不当に高額な解約手数料や遅延損害金を課す条項
- ・信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項などがあたります。

不当条項は契約書で確認できませんが、不適切な行為は消費者が証明しなければなりません。事業者の説明はメモをとり、事業者の内容の再確認や署名を求めておく役割立ちます。

また、近年パソコンやスマホを使うインターネット取引が拡大しています。これらによる申し込みの場合、操作ミスも考えられることから、電子消費者契約法では申し込み後、再度「本当にそれでよいのか」を確認できる画面の設置を義務付けています。画面のない販売店は注意しましょう。

消費者契約法をトラブル解決の有効手段として活用してください。

問 秩父市消費生活センター

☎25-5200

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)  
午前9時～正午、午後1時～4時

通話料無料! 防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。

防災無線ダイヤル カクニンくん ☎0800-800-5747